第5回第4次船橋市障害者施設に関する計画策定委員会　会議録

日　　時　：　令和3年2月18日（木）から2月25日（木）まで

（各委員への資料送付日から、意見書の提出日まで）

場　　所　：　書面会議のため無し

出　　席　：　27人（意見書の提出者数）

傍 聴 者　：　書面会議のため無し

＜議事＞

議事①　理解啓発について

議事②　基本理念について

議事③　各論第3章（教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等）について

議事④　各論第4章（雇用・就業、経済的自立の支援）について

議事⑤　各論第7章（差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止）について

＜配付資料＞

・次第

・資料1　「理解啓発について」の各委員からのご意見と推進体制の見直しについて

・資料2　基本理念の見直しについて

・資料3　各論素案（第3章、第4章、第7章）

・資料4　各論素案（第3章、第4章、第7章）補足説明資料

・資料5　第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況～令和元年度実績～（抜粋）

・資料6　障害者基本計画（第4次）平成30年3月　一部抜粋

・資料7　第4次船橋市障害者施策に関する計画の策定スケジュール

各議事に対するご意見

|  |
| --- |
| 議事①　理解啓発について |
| ＜回答数＞見直し後の案でよい：27さらに見直したほうがよい：0 |

|  |
| --- |
| 議事②　基本理念について |
| ＜回答数＞見直し後の案でよい：27さらに見直したほうがよい：0 |

|  |
| --- |
| 議事③　各論第3章（教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等）について |
| ＜鈴木委員＞　計画の策定スケジュールでは、6月に「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた検討」が予定されています。どの章においても関連すると思いますが、特に今回のスポーツ・レクリエーションや文化活動については影響を受けていると思われます。私の所属する入所施設の中であっても、ご利用者様の参加は難しい状況が続いています。基本方針に記されているとおり、スポーツ・レクリエーションや文化活動は様々な面から大切であると思いますので、今後の検討になると思いますが、後ろ向きにならずに障害をお持ちの方の参加の機会を確保できればと思います。 |

|  |
| --- |
| 議事④　各論第4章（雇用・就業、経済的自立の支援）について |
| ＜犬石委員＞　精神障害者は治療のために医療とは切っても切り離せない側面があり、回復しうる病者としてとらえられます。完治はありませんが、しかし、ほぼ寛解まで行けば、薬を服用し、支援を受けながら地域で自立していくことができます。まず、自立の一歩として、就労が考えられますが、就労しても周りの無理解から人間関係などで長続きしないことが多くあります。精神障害は、症状も皆違い、それぞれ違った生きづらさを抱えているため、理解することは非常に困難です。理解しようとするのではなく、寄り添うことから始めていただきたいと思います。とことん当事者の話を聞くこと、そうすれば必ず何か話してくれると思います。自分のことを分かってくれたと思うからです。そうすることで信頼感が生まれます。まず信頼感をお互いが持つことが重要だと思います。支援する側のマンパワーを充実させるための参考にしていただければと思います。各論というより、総論になってしまいましたが、今後の支援においてマンパワーの充実が必要だと思います。 |

|  |
| --- |
| その他 |
| ＜三浦委員＞　いろいろな障害を知っていただくことは難しいと思っています。口で言っても伝わらない、伝えにくいという気がしていますので、YouTubeなど、動画配信は年代に関係なく、広い範囲で観ていらっしゃいますので、動画で伝えることはとても良いと思います。全国の聞こえない方々がYouTubeで自分のこと、手話についてのこと、障害と言っても知的障害、肢体不自由も併せて持つ、ろう重複障害者もたくさんいらっしゃいます。言葉をうまく言えない、伝えることが難しい方でも、動画だと自分の思い、夢を語ることができる、今の情報社会はありがたいと思っています。分かり合える社会を目指して。 |

各議事のご質問・ご要望に対する回答

|  |
| --- |
| 議事③　各論第3章（教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等）について |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜山田委員＞（1）インクルーシブ教育システムの推進P2　1.就学相談の充実　就学相談に際して、特別支援学級を希望しその理由を提出しているにもかかわらず船橋市立船橋特別支援学校を強く勧められて悩んでいるという相談が複数寄せられました。このようなことがないように「就学相談及び就学指導においては本人及び保護者の希望を最大限尊重します」という一文を入れていただけたらと思います。 | ＜総合教育センター＞　就学相談及び就学指導において、本人及び保護者の希望を最大限尊重することは大前提ですが、就学相談をする中で、子供の実態を把握し、その上で子供に合った学びの場を相談しております。引き続き本人及び保護者に寄り添った就学相談を進めてまいります。 |
| ＜山田委員＞2.教育相談の充実　学校長の理解がないと特別支援教育コーディネーターの活動もままなりません。「特別支援教育コーディネーターを十分に活用する学校体制の構築」という趣旨を入れていただけたらと思います。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、特別支援学校機能強化事業による専門家の活用や小中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を推進することとなっており、今後とも各学校の特別支援教育の推進に努めてまいります。 |
| ＜山田委員＞P3　4.②支援員の配置について　支援員の方々に障害特性の理解がない場合があります。支援員は研修の機会がないと聞いたことがありますが、支援員も直接児童・生徒に関わる大切な役割です。「研修等によって障害の理解を促進する」という趣旨を入れていただけたらと思います。 | ＜総合教育センター＞　平成25年より総合教育センター主催による障害理解のための支援員研修会を実施しております。今後も支援員の研修を充実してまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜山田委員＞P3～P4　5.②通級指導教室の設置について　通級指導教室は、【施策の方向性】に書かれているとおり、障害のある子もない子もともに学ぶためにとても有効です。障害の中でも発達障害のあるお子さんに通級指導教室のニーズが高いにも関わらず、数が少ない状況です。教室の増設を早急に行いますという趣旨を入れていただけたらと思います。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、通級指導教室の充実を掲げ推進しております。 |
| ＜山田委員＞6.通常の学級における指導の充実について　合理的配慮、差別的取り扱いの禁止について、残念ながら現場教職員の理解がまだまだ不足しています。担任から差別的取扱いを受けて不登校になり、他市の学校に転校した例もあります。このようなことがないよう「通常の学級における教職員の理解を促進します」という趣旨を入れていただきたいです。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、教職員の特別支援教育に関する指導力の向上を掲げ、研修や巡回相談員の活用を推進し、理解促進を行っております。 |
| ＜山田委員＞P5　12.切れ目のない指導・支援の充実について校内での引継ぎがなされていない例があります。保護者が資料を提出しているにもかかわらず、次年度の担任に伝わっていないという状況が少なくありません。校内体制として「切れ目のない指導・支援」を構築しますという趣旨を入れていただきたいと思います。 | ＜療育支援課＞　ライフサポートファイルは、子供の成長歴等を保護者が自由に記録するファイルで、ライフステージの移行によって途切れることなく適切な支援を受けられるよう活用いただくことを想定しており、直接的に学校内における引継ぎ資料としての活用は想定しておりません。　校内の体制としては、就学前施設や小・中・高等学校への学校間の引継ぎは保護者依頼のもと、「引継ぎのための連絡票」を作成し引継いでおります。学年間の引継ぎについては、保護者が希望した場合、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し引継ぎをしております（こちらについては「4.特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」に記載があります）。　今回、保護者の希望がある中で引継ぎがなされていない事例があるとの情報をいただきましたので、適切に対応するよう、関係機関で共有させていただきます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜山田委員＞P6　（2）教育環境の整備2.発達障害理解のための職員の研修の充実　幼稚園、保育園等の職員の方々に障害理解があるかどうかは、極めて重要です。幼稚園や保育園で理解されなかったためにいじめられ、それが学校生活にまで影響している例は少なくありません。ぜひ研修の充実を図っていただきたいです。 | ＜療育支援課＞　ご意見のとおり、保育園等の職員が障害理解を深めることは大変重要と考えます。こども発達相談センターでは「発達支援のための講演会」の実施のほか、園等が行う発達に関する研修に講師派遣を行っています。また、巡回相談（次項に記載あり）をとおして施設職員の発達障害の理解促進を図っているところであり、今後もこの取り組みを継続して実施してまいります。 |
| ＜山田委員＞4.教職員への研修の充実について　既に書きましたが、教職員の理解が不足しています。特別支援は児童・生徒がどこにいても適切な支援が受けられる制度です。関わる教職員、支援員の方々に研修を行い、理解を深めるとの趣旨を入れていただきたいと思います。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、特別支援教育に関する研修の充実を掲げております。 |
| ＜山田委員＞P7　6.学校施設・設備の充実について　①で、近くの学校に通わせたいという保護者の希望は当然多いのですが、船橋市では特別支援学級が少なく、遠くの支援学校や学区外の支援学級に通わなくてはなりません。他市の例のように全ての小中学校に特別支援学級があれば、地域で共に生きることも実現します。ぜひ特別支援学級の設置を増やして当事者の希望に応えていただきたいと思います。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、特別支援学級の増設を掲げ推進を図っております。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜池田則子委員＞（1）インクルーシブ教育システムの推進1.就学相談の充実　幼少期は、教育で何とかなるのではと思われている方も少なくありません。そのように思っている方が、地域の子供達と一緒に通えるようにと特別支援学級を希望された際に、特別支援学校への就学を強く勧められ、気持ちが付いていけなかったと言われたことがあります。就学相談員さんは大変なお仕事だとは思われますが、親御さんの希望・気持ちを尊重し、寄り添えるような体制を整えていただけたら幸いです。 | ＜総合教育センター＞　就学相談及び就学指導において、本人及び保護者の希望を最大限尊重することは大前提であり、就学相談をする中で、子供の実態を把握し、その上で子供に合った学びの場を相談しております。引き続き本人及び保護者に寄り添った就学相談を進めてまいります。 |
| ＜池田則子委員＞6.通級学級における指導の充実　難病の方の支援が気になりました。当会利用者に、筋ジストロフィー症の方がいます。病状は進行していますが現段階では、勉強等には支障がありません。思春期の方なので、皆の視線を考え、自分で頑張ろう（家族で頑張ろう）としてしまいますが、病状的に難しいこともあります。地域の中で過ごし、みんなと一緒に教育を受けられるための体制を考えていただけたらありがたいです。 | ＜総合教育センター＞　共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、今後も特別支援教育の推進に取り組んでまいります。 |
| ＜池田則子委員＞（2）教育環境の整備　障害も多種多様な状況の中、障害を理解している方たちばかりではないと思われます。地域で暮らしていく上で、障害の有無にかかわらず教育は不可欠です。障害を理解するための研修（基準、見極め）を通して、教職員・支援員の育成、配置等を考えていただけたらありがたいです。 | ＜総合教育センター＞　教職員の特別支援教育に関する理解や推進についての重要性を感じております。教職員の研修の充実や特別支援学校のセンター的機能を活用するなどして、引き続き教職員の専門性の向上や特別支援教育の推進に努めてまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜布施委員長＞第3章「12　切れ目のない指導・支援の充実（再掲）」についてライフサポートファイルについてのアンケート結果を見ると、知っている人は7割と多いが、（船橋市）使用していない人が8割とあった。　A4サイズが大きいとの意見があることから、アンケート結果を生かして、その活用の拡大を図ることが必要ではないかと思った。また、船橋市のファイルは「ほほえみ」の名称があるのでこれも明記してもよいのではないか。 | ＜療育支援課＞　他の書類と一緒に綴じること等を考慮しA4サイズとしていたものですが、ご意見いただきましたとおり、アンケート結果を踏まえた施策の検討が必要と考えております。　名称の記載ぶりについて、ライフサポートファイルは千葉県が各市町村へ導入の促進を図っており、千葉県の障害者計画にも記載があることから、そちらに合わせた表記としております。 |
| ＜布施委員長＞　資料5のP34　135、136のスポーツ・文化施設の整備の推進の評価がC、Dになっている。これについては、継続という形になっているが、どこに進まない原因があるのか。2年間同じ評価にとどまっている理由が知りたい。 | ＜障害福祉課＞　計画の進捗管理については、各担当課が各項目の評価をしております。一定の評価基準は示しておりますが、同じような状況にあっても担当課によって評価が異なる状況になっているのが現状です。　ご指摘の135、136については、平成30年度、令和元年度と新規の施設整備等を行っていないため、評価がそれぞれC、Dとなっております。　第4次船橋市障害者施策に関する計画を策定した後には同様の形で進捗管理を行うことになりますが、評価を行う際の具体的な例を示し、各担当課が同一の基準で評価を行えるようにしてまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜阿部朋子委員＞　（ここで求められている回答ではないかもしれないのですが、前回の理解啓発にもつながる内容かと思い、書かせていただくことにしました。）　資料5（P32）の「教職員の研修の充実」という項目で、研修の回数や内容が分かりましたが、これは主に支援級や支援校の教員が対象のように見受けられます。真のインクルーシブ教育を進めていくためには、普通級の教員にも様々な障害への理解を深めるための研修が定期的に必要だと感じます。そして、それが行われることで教え子である健常児への理解啓発も正しくスムーズに遂行されると思います。　さらに言うならば、教員になる前から、教育実習の段階で様々な障害児のクラスでの実習が可能になるとより理想的なのではないでしょうか。 | ＜総合教育センター＞　「船橋の教育2020」において、特別支援教育に関する指導力の向上を掲げております。全ての教職員の特別支援教育の研修の充実、理解・推進を図ってまいります。 |

|  |
| --- |
| 議事④　各論第4章（雇用・就業、経済的自立の支援）について |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜清水委員＞　④の（2）総合的な就労支援にある「施策の方向性」についてですが、部会を開催し、委員が参加し意見を述べてきていると思いますが、その意見が反映されているのか疑問があります。いつまで同じ内容を載せ続けるのか？ジョブサポーター研修や合同説明会を部会で取り扱うのはもうよいのではないか。確認程度にして、他の議題（課題）がありませんか？委員からの意見を取り上げてもらえればと思っています。（少し厳しい意見ですみません）実務的なジョブサポーター養成などに転換されるのはどうか。 | ＜障害福祉課＞　ご指摘のありました就労支援部会は、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター、市立特別支援学校教員、相談機関等で構成され、委員の皆様から様々なご意見・ご要望をいただいております。　障害者の就労に関する課題は、福祉、労働といった複数の分野にまたがるため、ただちに施策として反映させることが困難なこともありますが、引き続き委員の皆様にご協力いただきたいと考えております。　なお、ジョブサポーター養成研修は、各企業の職員に一般就労に関する初歩的な知識や技術を身につけていただき、併せて障害に対する理解・啓発も行うことを目的に開催しております。毎回、新たな受講者に参加していただいており、ジョブサポーターを増やしていくことで、広く障害者の一般就労の促進・定着を図ってまいります。　実務的な研修については、ハローワークや障害者就業・生活センター等にて実施されていますので、就労支援部会をとおして周知してまいりたいと考えます。 |
| ＜山田委員＞P15　（1）障害のある人の雇用促進5.市職員としての雇用市としての雇用が進みつつあるのは大変うれしいことです。周囲の理解が不可欠ですが、当事者が職場で困ったときに相談しやすい体制を作っていただくことが必要と思います。ぜひこのような趣旨を入れていただきたいと思います。 | ＜職員課＞　市の各機関（市長事務部局、市教育委員会など）では、令和2年度に障害者活躍推進計画を作成し、障害のある職員の活躍のための取組を行っております。同計画では取組内容の1つに「障害者の活躍を推進する体制整備」を記載しており、障害のある職員が相談しやすい体制になるよう、障害者職業生活相談員の選任など、人的サポート体制の整備を取組方針としております。　本項目については、同計画を踏まえて検討を行う旨を記載します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜山田委員＞P18　（2）総合的な就労支援5.就労定着に向けた支援について　就労してからも職場の人間関係の変化や仕事内容の変化などで、継続が難しくなる場合が少なくありません。困ったら早い時期に相談できる体制を作っていただきたいと思います。例えば特別支援学校の先生や、ジョブコーチなど関わってくれた人に相談できるといいのではないでしょうか。このような相談体制についての趣旨を入れていただければと思います。 | ＜障害福祉課＞　一般就労後の支援体制について、例として障害福祉サービスの就労移行支援を利用し就職に至った場合、就職後6カ月間は就労移行支援事業所が支援を継続し、その後も支援が必要と思われる場合には、就労定着支援（最長3年）の利用が可能です。障害者就業・生活支援センターにおいては、就職前から就職後までと切れ目のない支援に対応しております。　特別支援学校との連携に関しては進路対策として特別支援学校の進路担当教諭と障害福祉課において情報、課題の共有等をしております。　また、障害者就労に係る案内として「障害者就労支援ハンドブック」を作成し、就労を目指している方や就労中の方が相談できる機関等を紹介しております。　以上により、就労に係る問題が発生した場合、早期から支援機関に繋げる仕組みは整備されてはおりますが、今後さらに利用しやすい体制を整えるためにも、就労支援部会等で意見を徴収し、体制整備について検討していきます。 |
| ＜布施委員長＞第4章「（1）障害のある人の雇用促進5　市職員としての雇用について医療センターが法定雇用率に達成されていない。そのことで新たに活躍推進計画が病院局から出されている。資料4に記載されている「活躍推進計画の確実な実施」等の文言を施策の方向性に明記してもよいのではないかと思う。 | ＜職員課＞　障害者活躍推進計画については、令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体の任命権者に作成が義務付けられたところです。　取組内容として、障害者の活躍を推進する体制整備、環境整備及び人事管理などに関する事項を記載しております。　本項目については、同計画を踏まえて検討を行う旨を記載します。 |

|  |
| --- |
| 議事⑤　各論第7章（差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止）について |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜山田委員＞P27　（1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止8.心のバリアフリーの推進について　現状において、各学校で人権教育等の啓発をおこなっているとありますが、理解啓発について各委員の中から、「学校に出向いて子どもたちに話をしたいが、学校長から依頼がなければ啓発活動に行くことができない」という意見が複数出されていました。とても残念なことです。船橋市教育委員会として、各小中学校が例えば年に１回は障害理解のための人権教育をおこなうという方針を打ち出していただければ、各小中学校もそのようなプログラムを組むことができるのではないでしょうか。ぜひ、教育委員会から積極的に方針を出していただきたいと思います。 | ＜指導課＞　「船橋の教育2020」において、人権教育の充実を掲げており、小中学校では学校人権教育の全体計画や年間指導計画を定めるとともに、「人権作文コンテストへの参加」「人権教室」などの取り組みを行っております。また、小学校5年生を対象に障害者理解啓発パンフレットを配布し、各小学校に活用をお願いしているところです。　引き続きこれらの取組を行うとともに、障害や障害のある人への理解についてさらに取り組むことができないか検討し、心豊かな児童生徒の育成を図ってまいります。 |
| ＜山田委員＞P28　（2）行政等における配慮の充実1.障害及び障害のある人への市職員の理解促進これには2つの面があり、1つは窓口対応や市民に対する理解、もう1つは市役所内で一緒に働く障害のある方々への配慮です。現場にはパートの方々やさまざまな働き手がいて、必ずしも理解があるわけではないのが現状かと思います。そのような現場で、市職員の方々が理解を示すかどうかが大きく問われてきます。「市職員は障害理解を具体的に示して、障害のある人が働きやすい職場をつくります」という趣旨をぜひ入れていただきたいと思います。 | ＜職員課＞　市職員の障害や障害のある人への理解促進については、平成30年度から全職員を対象に障害者差別解消法に関するe－ラーニング研修を実施しております。　また、新規採用職員研修では車椅子操作や視覚障害者体験、聴覚障害者の講話等を船橋市社会福祉協議会や船橋市聴覚障害者協会等の協力を得て実施するとともに、視覚障害のある職員の講話も実施しております。　引き続き、市職員を対象にした障害や障害のある人への理解促進を図るための取り組みを行ってまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜佐藤委員＞　虐待防止対応については、市職員も虐待防止センター（はーぷ）も良くやっていると思います。また、市内の社会福祉法人も通報制度の趣旨を理解しているところが多い。ただ、一部、理解が足りない法人があったり、養護者虐待については、さらに通報制度についての理解が足りない案件が見受けられる。通報制度については、家庭に支援を入れたり、施設の改善・改革のきっかけとなるものであり、決して犯罪者扱いをするためのものではないことについて、何か船橋市としても周知活動ができないだろうか。 | ＜障害福祉課＞　障害者虐待の通報につきましては、啓発記事を「障害福祉のしおり」表紙の裏面に継続的に掲載しているほか、広報ふなばしや市ホームページも活用し、周知を図っているところです。　なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、障害者虐待防止センターはーぷによる周知啓発活動が難しい状況となり思うように進まなかったことから、来年度に向けた代替策について検討いたしました。　令和3年度は当該センターまたは受託法人主催の研修及び基幹相談支援センターふらっと船橋と連携した動画配信等による周知啓発活動を行う方向で、現在検討を進めております。　また、通報制度については、市ホームページやはーぷのリーフレットの改新など、既存の広報活動の見直しと併せて周知内容の整理を進め、市民及び障害福祉施設従事者等への理解啓発につなげたいと考えております。 |

|  |
| --- |
| その他 |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜住吉委員＞　第3章と第7章の基本方針の最初の部分「障害の有無～共に暮らせる社会の実現」は、議事2の基本理念の見直しで決議された文言に統一されるのでしょうか？もし、見直し後の案になった場合は各章の基本理念は統一したほうが良いように思いました。 | ＜障害福祉課＞　基本理念については、今回、全委員から、見直し後の案で良いという回答いただきました。ご指摘のとおり、全体の統一が必要であるため、6月に開催予定の第7回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定員会において、見直し後の基本理念を踏まえた修正案をお示しする予定です。 |
| ＜戸塚委員＞　今回の「意見」に直接かかわるものではありませんが、「子供」という表記が多数施策文面の中に見られます。国のほうが「子供」→「子ども」で表記が統一されていますので、少しずつ移行していただけたほうがよろしいかと思いました。 | ＜障害福祉課＞　本市では、「子供」の表記について、漢字2字の表記とすることを原則としております。また、いわゆる混ぜ書きの「子ども」やひらがな表記等については、当該法令や制度の表記に従うこととしております。　そのため、障害者施策に関する計画での記載については、総論第1章計画の策定にあたっての（2）船橋市の計画体系における位置づけ内の「子ども・子育て支援事業計画」や第3章2－3こども発達相談センターといった語句以外は、漢字2字の「子供」の表記としております。 |

（以上）